

議会のあり方調査特別委員会

中間報告書（第3回）

平成27年12月

1 委員会の概要

(1) 名 称 議会のあり方調査特別委員会

(2) 委員定数 7人

(3) 委 員

委員長	矢田松夫	副委員長	河崎平男
委員	石田清廉	委員	伊藤 實
委員	河野朋子	委員	下瀬俊夫
委員	松尾数則		

(4) 目 的

本委員会は、二元代表制の一翼として、議会が有する監視機能及び政策立案機能を最大限に発揮するために議会がどうあるべきかを調査するため、平成26年3月に設置された。

(5) 検討経過

平成25年9月議会における議会機能向上特別委員会の最終報告の中で、議会機能向上のため、今後さらに検討する必要があるとされた項目を中心にこれまで18回の議論を重ねてきた。

その間、平成26年6月及び同年9月の本会議において、中間報告を行った。

2 第2回中間報告以降の検討結果について

(1) 委員会中継

議会に関する情報の公開を促進するため、委員会審査の模様をインターネットを利用して、中継（ライブ・録画）する。

※ 本年9月議会から実施済

(2) 市議会モニター

市議会の活動や運営について、市民から意見を聞き、反映させるため、モニター制度を導入する。

※ 別添資料「山陽小野田市議会モニター設置要綱」参照

(3) 災害時における議会の対応

災害時に災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するため、議会独自の組織を設置する。

※ 別添資料「山陽小野田市議会災害対策会議設置要綱」参照

3 今度の検討項目について

(1) 検討項目

- 議員報酬・政務活動費
- 議員定数

(2) 検討方法

議員のみの議論だけではなく、専門的知見も入れながら議論していく。

(3) 検討時期

議員任期の1年前である来年の12月議会までに結論を出す。

(資料)

第2回中間報告後の委員会の開催状況

開催回	開催日	主な検討内容
第11回	平成26年9月29日	○これまでの調査結果の総括 ○今後のスケジュール ・政策立案機能 ・市民参加 ・災害時における議会の対応
第12回	平成26年10月9日	○市民モニター ○災害時における議会の対応
第13回	平成26年10月24日	○委員会中継 ○市民モニター ○災害時における議会の対応
第14回	平成26年11月7日	○委員会中継 ○市民モニター
第15回	平成26年11月19日	○委員会中継 ○市民モニター
第16回	平成26年12月18日	○委員会中継 ○市民モニター
第17回	平成27年9月1日	○これまでの検討結果 ○市民モニター ○災害時における議会の対応
第18回	平成27年9月25日	○市民モニター ○災害時における議会の対応

山陽小野田市議会モニター設置要綱

(設置)

第1条 山陽小野田市議会（以下「市議会」という。）の活動及び運営に関し、市民等から意見等を広く聴取し、反映させることにより、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策討論会 山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）第9条に規定する政策討論会をいう。
- (2) 議会報告会 山陽小野田市議会基本条例第24条に規定する議会報告会をいう。

(職務)

第3条 市議会モニターの職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 本会議及び委員会並びに政策討論会を傍聴し、若しくはインターネットにより視聴し、又は議会報告会に参加し、当該会議の運営に関する意見等を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 市議会の議会だより、ホームページ及びフェイスブックページに関する意見等を文書により提出すること。
- (3) 市議会が実施する市議会の運営に関する調査に回答すること。
- (4) その他議長が必要と認めたこと。

(定員及び任期)

第4条 市議会モニターの定員は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める人数とする。

- (1) 議長が適当と認めた団体等からの推薦 30人程度
- (2) 公募 10人程度

2 市議会モニターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(要件)

第5条 市議会モニターは、市議会に関心があり、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の者
- (2) 市内に住所を有する者又は市内に住所を有しない者で市内に勤務し、若

しくは通学するもの

- (3) 国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は国若しくは地方公共団体の職員でない者

(選考)

第6条 市議会モニターの選考は、議会運営委員会において行うものとする。

この場合において、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(委嘱及び解嘱)

第7条 市議会モニターは、議長が委嘱する。

2 議長は、市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(提出された意見等)

第8条 市議会モニターから意見等が提出されたときは、議長は議会運営委員会に送付するものとする。

2 前項の規定により意見等の送付を受けた議会運営委員会は、当該意見等について検討し、検討結果を議長に報告するものとする。この場合において、当該意見等が他の委員会の所管に関するものであるときは、議会運営委員会は当該委員会の意見を聞くものとする。

3 議長は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、必要に応じて、当該意見等を提出した市議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(報酬等)

第9条 市議会モニターは無報酬とする。ただし、予算の範囲内で記念品を支給するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

山陽小野田市議会災害情報連絡会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市議会災害情報連絡会議（以下「災害情報連絡会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、風水害、地震等の災害により山陽小野田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたときは、災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するため、災害情報連絡会議を設置することができる。

2 災害情報連絡会議は、山陽小野田市役所本庁舎内の市議会事務局に設置するものとする。

3 議長は、災害情報連絡会議を設置したときは、議員及び市長に通知するものとする。

(組織)

第3条 災害情報連絡会議は、議長、副議長及び議員をもって構成する。

2 議長は、災害情報連絡会議を代表し、その事務を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 災害情報連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 災害対策本部から災害情報を収集し、議員に提供すること。

(2) 議員から災害情報を収集し、対策本部に提供すること。

(3) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(市議会事務局の対応)

第5条 事務局長は、災害対策本部の会議等において得た災害情報を災害情報連絡会議に提供するものとする。

2 事務局職員は、災害情報連絡会議の事務に従事するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。